

令和4年第2回定例会会議録（第7号）

令和4年6月17日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛一郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君

○議会事務局出席者

局	長	花田伸一	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長		岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査		河野あや	主査	松尾麻里
主査		佐藤雅俊	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第7号）

令和4年6月17日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第 55号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議第 56号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
- 第 3 議第 57号 別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつ
いて
議第 58号 別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつ
いて
- 第 4 報告第 2号 令和3年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出につ
いて
報告第 3号 令和3年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出につ
いて
報告第 4号 令和3年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出
について
報告第 5号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の
提出について
報告第 6号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営
状況説明書類の提出について
報告第 7号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBーb
i z L I N Kの経営状況説明書類の提出について
報告第 8号 市長専決処分について
- 第 5 議員提出議案第4号 別府市議会会議規則の一部改正について
議員提出議案第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求め
る意見書
議員提出議案第6号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向け
た学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書
議員提出議案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める
意見書
議員提出議案第8号 国立病院はじめ医療施設の機能強化を求める意見書
- 第 6 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会委員長・三重忠昭君登壇）

○観光建設水道委員会委員長（三重忠昭君） 去る 6 月 8 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 42 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分外 2 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 42 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

産業政策課関係では、コロナ禍において物価高騰の影響を受けている市民及び事業者を支援するため、プレミアム商品券を発行することに伴い、プレミアム分 30%と事務費を負担金として、予算計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、プレミアム商品券の販売場所や他市で起きた大量購入問題の対策についての質疑があり、当局から、販売場所を増やすには人員の確保が難しく、経費もかさむため、市役所と商工会議所の 2 か所を予定していること、予約システムの活用と販売時に本人確認を行うことにより、購入上限のチェックを行う予定である旨の答弁がなされました。

次に、農林水産課関係では、令和 4 年 2 月に市内 5 か所の棚田が、国のつなぐ棚田遺産に選定されたことに伴い、棚田の魅力を再発見し、美しい故郷の風景を後世に残すとともに、棚田地域を活性化するためのイベントを開催する費用を負担金として、予算計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、選定基準についての質疑があり、当局から、積極的な維持保全の取組と今後も継続される見込みがあること、原則勾配が 20 分の 1 以上の一団の棚田が 1 ヘクタール以上あること、棚田を維持する取組に多様な主体・多世代が参加していることの国の選定基準がある旨の答弁がなされました。

そのほか、今後の維持保全の取組への支援を求める意見や質疑等がなされましたが、議第 42 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分については、当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案 2 件、議第 45 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議第 46 号別府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これまでは、加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける場合などに、他の市営住宅への住み替えを認めていたが、この改正により、世帯構成と心身の状況から見て住み替えが適切である場合にも、他の市営住宅に住み替えることができることとなる等の説明がなされました。

委員から、住み替えの定義等についての質疑があり、当局から、これまでも公募の例外として高齢の方の低層階等への住み替えは認めていたが、今回の改正により、住み替えの条件が緩和され、心身のいろいろな状況を抱えている方々も住み替えることができることとなる旨の説明がなされました。

そのほか、質疑・意見等がなされましたが、以上 2 件の条例議案については、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告で

あります。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(厚生環境教育委員会副委員長・森大輔君登壇)

○厚生環境教育委員会副委員長(森 大輔君) 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る6月8日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託されました議案、議第42号令和4年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分外5件の各議案につきまして、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第42号令和4年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分についてであります。

各課主なものとして、ひと・くらし支援課関係部分においては、国の総合緊急対策により、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が8月末まで延長されたことに伴い、支援金を支給する経費6,397万1,000円を追加計上し、歳入では、同額を国庫補助金として計上しているとの説明がなされました。

次に、子育て支援課関係部分についてであります。

物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、1万6,500人の対象児童に対し、1人当たり1万円のクーポン券を支給するため、2億773万5,000円を計上しているとの説明がなされ、委員から、クーポン券の利用方法についての質疑に対し、当局から、産業政策課で予算計上しているプレミアム商品券と同様であるとの答弁がなされました。

また、別の委員から、委託料1億9,279万7,000円の算出方法について質疑があり、当局から、クーポン券そのものの金額である1億6,500万円が委託料の多くを占めているとの答弁がなされた次第であります。

また、食材費が高騰する中で、保育所等において、子どもの成長に必要な栄養バランスや量を保った給食が提供できるよう、子ども1人当たりの食材費を月5,000円と想定し、全国の食品価格平均上昇率が1割であることから、食材費高騰相当額の上限を1人当たり500円と設定し、各施設を補助するため、本年7月から来年3月までの9か月分で1,458万円を追加計上し、歳入において事業費の半額を県補助金として計上しているとの説明がなされました。

委員から、対象施設数と補助金の算出方法に関し質疑がなされ、当局から、対象施設数は47施設であり、補助金の算出方法については、500円分上昇していない施設もあることから、今後制定される県の補助要綱等に基づき決定するとの答弁がなされました。これを受け、同委員から、算出方法について不公平とならないようにすべきとの意見がなされた次第であります。

続きまして、健康推進課関係部分については、子宮頸がんを予防するHPVワクチンの積極的勧奨の再開と、積極的勧奨を差し控えていた時期に接種機会を逃した方を対象にキャッチアップ接種を行うため、また、小児がん患者が造血幹細胞移植等により小児期に接種したワクチンの免疫が低下または消失した場合、20歳未満の者の再接種費用を助成するため、委託料等3,962万1,000円を追加計上し、歳入において県補助金の追加額を計上しているとの説明がなされました。

また、新型コロナウイルス感染症関連では、PCR検査センターの開設期間を9月末まで延長すること、並びに60歳以上及び基礎疾患保有者に対するワクチンの4回目接種を実施するため、委託料等を追加計上し、歳入においてそれぞれ国庫負担金・補助金を計上しているとの説明がなされた次第であります。

次に、教育政策課関係部分についてであります。

新図書館等の建設に向けて、建設予定地の既存樹木を最大限生かして設計するため、根茎の保全管理が必要となることから、対象となる樹木4本の樹木保全管理等委託費500万円を追加計上するとの説明がなされた次第であります。

委員より、樹木を移植する委託費であるのかと質疑がなされ、当局より、移植に備えて根回しをする業務委託であるとの答弁がなされました。同委員から、建設予定地は公園であるため、環境に配慮した図書館を造ってほしいとの要望がなされました。

また、別の委員から、今回4本の樹木に対する費用を計上しているが、建物の設計が決まればさらに多くの樹木が対象になるのではないかと質疑がなされ、当局より、既存樹木を最大限残す方針で整備を進めていくとの答弁がなされました。これを受け、同委員から、市民の意見を聞きながら進めてほしいとの要望がなされた次第であります。

以上、予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、1件の条例議案及び4件のその他議案についてであります。

初めに、議第44号別府市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定についてであります。

多様な民意を幅広く教育行政に反映し、別府市教育委員会のさらなる活性化を図るため、5名の委員をもって別府市教育委員会を組織するため、条例を制定しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、4件のその他議案のうち、議第49号和解については、学校統合事業の工事による被害に対する損失補償に係る和解に伴い、議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員より、補償金の積算と業者の責任に関する質疑がなされ、当局より、業者と市の双方が適法な行為を行っていたため、損害賠償ではなく補償金となったこと、積算については、損失補償基準標準書に基づく修復及び原状回復費用であり、工事の施工に伴い通常避けることができないものと判断したことから、市の約款を適用し、発注者である市が負担することとなったとの答弁がなされました。これを受け、同委員から、大型工事について、事故のないよう対応してほしいとの要望がなされた次第であります。

最後は、3件の市長専決処分についてであります。

まず、議第50号は、国の補助金の活用について、市内グループホームから工事について補助の希望があり、国の交付決定に合わせて令和3年度中に予算措置が必要となり、併せて令和4年度に工事費を繰り越すこととなったと説明がなされました。

次に、議第51号は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得のひとり親世帯等に対し、特別給付金を支給するとの説明があり、委員より、システム改修業務委託料に関する質疑に対し、当局より、児童手当・児童扶養手当のシステムを改修し、対象者の抽出作業をするための委託料であり、支給条件は毎回変更されるため、都度改修が必要であるとの答弁がなされました。これを受け、同委員から、支給のたびにシステム改修するのではなく、仕様書を変更することによって対応ができるのではないかと意見がなされました。

また、別の委員から、6月6日に支給した人数について質疑があり、当局より1,797人分を支給したとの答弁がなされました。

最後に、議第54号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和4年度の国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるため、別府市国民健康保険税条例の一部を改正したとの説明があり、委員より、基金が増えており、被保険者へ還元できる方策等を考えてほしいとの要望がなされました。

以上3件について、それぞれ市長において専決処分したことに伴い、議会に報告し、そ

の承認を求めるものであるとの説明がなされました。

以上、1件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決、承認するものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・阿部真一君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(阿部真一君) 去る6月8日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第42号令和4年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分外5件について、委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第42号令和4年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分についてであります。

財政課関係部分では、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されたこと等に伴い、内示を受けた同交付金4億6,842万円を計上し、18歳以下の子育て世帯に対するクーポン券支給事業等の財源として充当しているとの説明がなされました。

次に、政策企画課関係部分では、8月末をもって廃止される路線バス内成棚田線の代替として、地域の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行に要する事業費746万7,000円を計上し、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格高騰の影響を受けているバス事業者に対する補助金1,150万円を計上しているとの説明がなされました。

委員から、コミュニティバス運行事業に関して、運輸支局との調整は図られているのかとの質疑がなされ、当局から、本事業は実施主体である本市が、道路運送法の規定に基づき大臣の許可を得ているタクシー事業者に委託して運行するものであり、事業内容等に関する運輸支局への相談については、指示を受けながら問題なく進めているとの答弁がなされました。さらに、同委員から、緊急措置として実証運行する期間に関する質疑がなされたのに対し、当局から、コミュニティバスの運行と並行し、地域住民とは、どのような運行形態がよりよいか等の協議をする予定にしており、本事業はその結論に至るまでの暫定的な運行として考えている旨の答弁がなされました。

一方、別の委員から、燃料油価格激変緩和対策事業に関して、コロナ禍において貸切バスはあまり運行していない状況にあるが、どのように補助金額を算出するのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、国土交通省における事業を参考に、自動車燃料消費量調査による燃料消費見込量に燃料油の価格高騰相当額を乗じた額と今後の実績を比較し、いずれか多いほうの金額を補助するものであるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業助成金の交付が決定されたことに伴い、自治連携課及び防災危機管理課関係部分では、コミュニティ活動に必要な自治会公民館の備品や、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対する助成金を、また、消防本部関係部分では、幼年消防クラブなどが火災予防運動等で使用する物品や、消防団が訓練等で使用する組立式簡易水槽の購入費をそれぞれ計上しているとの説明がなされました。

これに対し、委員から、助成事業の募集等について質疑がなされ、当局から、本市公式ホームページや自治委員会等で周知し、8月末から10月末頃にかけて募集が行われるが、当該法人において審査され、不採択となった団体については、翌年度に再申請する団体も

ある旨の答弁がなされた次第であります。

以上の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、1件の条例議案及び4件のその他議案についてであります。

初めに、議第43号別府市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、所要の改正措置を講じるため条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

続きまして、議第47号製造請負契約の締結については、おおいた消防指令センターシステム整備業務のうち、本市において整備する製造請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、契約方法に関する質疑がなされたのに対し、当局から、消防指令業務の共同運用に伴い、大分市が当該センターで使用するシステムの事業者をプロポーザルにより選定した結果に従い、本市においても同事業者と随意契約したものである旨の答弁がなされました。

次に、議第48号動産の取得については、現有救急車両の老朽化に伴い、高規格救急自動車を購入入れることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

これに対し、委員から、車両の更新時期等に関する質疑がなされ、当局から、医療機器の耐用年数が10年と定められていることから、車両も含め8年で更新しているとの答弁がなされた次第であります。

最後に、2件の市長専決処分についてであります。

令和4年度税制改革により地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、議第52号では、別府市税条例の一部を改正する条例を、また、議第53号では、別府市都市計画税条例の一部を改正する条例を市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

以上、1件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(市原隆生君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、これより順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第42号令和4年度別府市一般会計補正予算(第3号)から議第49号和解についてまで、以上8件に対する各委員長の報告はいずれも原案可決であります。以上8件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上8件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第50号市長専決処分についてから議第54号市長専決処分についてまで、以上5件に対する各委員長の報告はいずれも承認すべきものとの報告であります。以上5件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上5件は、各委員長報告のとおり

り承認されました。

次に、日程第2により議第55号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第56号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第55号及び第56号は、本市教育委員会委員に山本隆正氏及び松浦倫氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長(市原隆生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第55号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第56号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての以上2件については、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、議第55号及び議第56号の以上2件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、議第57号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第58号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第57号及び議第58号は、本市監査委員に大呂紗智子氏及び藤野博氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長(市原隆生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の、議第 57 号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第 58 号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、議第 57 号及び議第 58 号の以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、報告第 2 号令和 3 年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから報告第 8 号市長専決処分についてまで、以上 7 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿南寿和君登壇)

- 副市長(阿南寿和君) 御報告いたします。

報告第 2 号は、令和 3 年度別府市一般会計補正予算(第 6 号)、(第 8 号)、(第 11 号)、(第 12 号)、(第 13 号)及び(第 15 号)において、繰越明許費として議決いただきました住民基本台帳システム改修事業ほか 31 事業について、繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

報告第 3 号は令和 3 年度別府市水道事業会計予算繰越計算書、報告第 4 号は令和 3 年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出です。

これらの報告は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、朝見浄水場既存施設更新事業等について予算を令和 4 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告するものです。

報告第 5 号、報告第 6 号及び報告第 7 号は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、本市が出資しています法人の経営状況について、説明する書類を議会に提出するものです。

報告第 5 号は、一般財団法人別府市総合振興センターの令和 3 年度の事業収支報告書及び令和 4 年度事業収支計画書の提出です。令和 3 年度は柴石温泉グループの新規事業等により、前年度比約 18%の増収となりましたが、コロナウイルスの影響により利用者数が伸び悩みました。

一方、費用面では新規事業費用、燃料単価の上昇による影響もあり、結果として当期純利益は前年同期比約 20%減となりました。令和 4 年度は独自事業、指定管理者事業で計 7 事業を実施する計画となっております。

報告第 6 号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの令和 3 年度事業報告書及び令和 4 年度事業計画書の提出です。

令和 3 年度は、事務所の機能をべっぷ日出農業協同組合亀川駅前出張所内に移転し、各種事業を実施いたしました。また、3 月末の会員数は前年度より 143 名増加の 3,902 名となりました。

令和 4 年度は勤労者等の福祉の向上を図り、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべき運営に取り組んでいく基本方針の下、新しい生活様式を継続し、既存の共済給付事業や助成事業並びに余暇活動事業など、一層のサービス向上に努める計画となっております。

報告第 7 号は、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォーム B - b i z L I N K の令和 3 年度事業報告書及び令和 4 年度事業計画書の提出です。

令和 3 年度は、新型コロナウイルスの影響により当期純利益は 792 万 3,000 円で、前年に対して 738 万円の減益となりました。

令和 4 年度は、コロナ禍における市場変化を敏感に捉え、アフターコロナを見据えた誘客プロモーション事業等による増収を図り、別府市の産業振興に寄与するとともに、堅実

な経営の実践を考えております。

報告第8号は、市道上における事故1件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上、7件について御報告を申し上げます。

○議長（市原隆生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第5により、議員提出議案第4号別府市議会会議規則の一部改正についてから、議員提出議案第8号国立病院はじめ医療施設の機能強化を求める意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（2番・日名子敦子君登壇）

○2番（日名子敦子君） ただいま上程されました議員提出議案第4号別府市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、議事録を速記法によらない手段により作成することを新たに規定すること、及び字句の訂正をすることに伴い、規則を改正するものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（市原隆生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・松川章三君登壇）

○14番（松川章三君） 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されているが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっている。

我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、海の日を当初の7月20日に固定化することを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 17 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(市原隆生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 5 号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(市原隆生君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 6 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(13 番・荒金卓雄君登壇)

○13 番(荒金卓雄君) 議員提出議案第 6 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の
Z E B 化のさらなる推進を求める意見書

地球温暖化や激甚化、頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組である S D G s や、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けてさらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな役割を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校(エコスクール)事業が行われてきた。

この事業は、現在エコスクールプラスとして文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成 29 年から今まで 249 校が認定を受けている。

文部科学省の支援として、令和 4 年度からは、地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)に基づく脱炭素選考地域などの学校のうち、Z E B R e a d y を達成する事業に対し、単価加算措置 8 % の支援が行われているところである。文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築のほか、例えば教室の窓を 2 重サッシにする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設(身近な教材)を通じて仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に多くの学校での実施が重要であり、技術面(学校施設の Z E B 化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等)及び財政面(学校施設整備に対する国庫補助)について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

記

1 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなく、LEDや2重サッシといった部分的な省エネ改修事業もしっかりと周知を行い、できるところから取り組む自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。

2 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日 大分県別府市議会

文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(市原隆生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・三重忠昭君登壇)

○9番(三重忠昭君) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。

その格差は、子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。

そのために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。そして、国においても公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正され、約40年ぶりとなる学級編制の標準が一律引き下げられ、小学校において40人から35人へととなりました。

一方で、不登校、いじめ、近年では大人に代わり介護や家事などを担うヤングケアラー等、子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや日本語指導など、特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも複雑化・困難化してきています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応やGIGAスクール構想によるICT等の導

入をはじめ、授業時数や指導内容も増加している中で、これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには計画的な教職員の定数改善も必要です。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。

しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、教育条件格差があってはなりません。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。そのことも踏まえて、教育予算拡充のために以下のことを求めます。

記

1 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と制度の拡充を図ること。

2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日 大分県別府市議会
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(市原隆生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

最後に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(3番・美馬恭子君登壇)

○3番(美馬恭子君) 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

国立病院はじめ医療施設の機能強化を求める意見書

未曾有の感染症も3年目を迎えています。この間、別府市においても新型コロナウイルス感染症対策として全国に先駆けてのPCR検査センターの開設、発熱外来の設置など、医師会との連携の下で実施されてきていますことを心から感謝いたします。長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響は、国民の命と生活に深刻な影響をいまだにもたらしています。

コロナ対応で、医療従事者の心身の疲弊も深刻化しています。コロナ禍で明らかになった脆弱な医療体制の背景には、効率最優先に感染症病床や保健所を削減し、医師・看護師・介護職など人員体制を抑制してきたことがあります。国立病院・医療施設は、地域医療、政策医療、新興感染症や大規模災害等の緊急事態発生時に医療を提供し、国民の命(地域住民の命)を守る役割を担っています。診療事業に対しての公的補助の拡大、人員確保に関する助成など、国が責任を持って整備していくことが地域医療の体制強化のためにも必

要です。

以上のことから、国の責任において国立病院はじめ医療施設の機能強化について、以下の事項を強く要望します。

記

- 1 国民・地域住民の命を守るため、国立病院はじめ医療施設の機能強化を図ること。
 - (1) 国の責任において新興・再感染症対策に十分対応できる専門病床を設置すること。
 - (2) 医療施設においては十分受け入れ可能な病床数を確保すること。
- 2 医師・看護師・介護職等の職員の増員を図り、事前の研修制度も確立すること。
- 3 機能強化に必要な財源については、国の責任において確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 殿
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(市原隆生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(市原隆生君) 起立少数であります。よって、本件は否決されました。

最後に、日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和4年第2回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市原隆生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で令和4年第2回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会